

「循環取引に対応する内部統制に関する 共同研究報告」の解説



進化するコ-ポレート・ガバナンスの担い手として
日本監査役協会



日本公認会計士協会



一般社団法人日本内部監査協会
The Institute of Internal Auditors
Japan

「循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告」

登壇者の紹介

- 佐藤 秀和 様 (公益社団法人日本監査役協会 企画部副部長)
- 南部 芳子 様 (一般社団法人日本内部監査協会 事務局次長)
- 山本 雄一 (日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 財務諸表監査不正起草委員会
循環取引内部統制ワーキング・グループ長)
- 片山 行央 (日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 副委員長) : 司会進行

「循環取引に対応する内部統制に関する 共同研究報告」



「循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告」

〈共同研究報告の構成〉

セクション	概要
《1．本研究報告の目的及び範囲》	目的及び範囲について概説
《2．背景》	これまでに公表された公表物等や過去の循環取引の事例を紹介
《3．循環取引の概要と特徴》	循環取引の代表的なパターン及び循環取引を示唆する状況・兆候の具体的な事例について解説
《4．内部統制による循環取引への対応》	意図的に行われ、巧妙な隠蔽行為を伴い、内部統制の限界が存在するという循環取引の特徴を踏まえ、不正の実行者が誰かという観点から経営者不正及び従業員不正それぞれについて必要な対応を概説
《5．全社的な内部統制》	循環取引の様々な特徴を踏まえた対応に関して、主として統制環境の醸成や監視活動の強化の重要性について論じる
《6．防止的内部統制》	全社的な内部統制のうち循環取引に係るリスクの評価及び業務プロセスに係る内部統制について解説を提供
《7．発見的内部統制》	同上
付録 過去事例の紹介	

《1. 本研究報告の目的及び範囲》(1/2)

〈共同研究報告の公表〉

2024年4月8日付で、公益社団法人日本監査役協会、一般社団法人日本内部監査協会、並びに日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）より公表

〈目的〉

- 監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会、内部監査人、外部監査人等の監査の関係者を始め、経営者、従業員など循環取引の当事者となる可能性のある者も含めた全ての関係者の循環取引に関する組織、内部統制についての認識を深める。
- 上記の全ての関係者がそれぞれの立場、会社等との関わり方、また、会社等の規模、取引の複雑性、性質にかかわらず、循環取引の防止及び発見に関して参考となる情報を提供する

〈留意点〉

- 本研究報告は、監査役等、内部監査人、外部監査人等の監査の関係者のみならず、経営者、従業員など循環取引の当事者となる可能性のある者も含めた全ての関係者の参考に資するために共同で研究した成果を取りまとめたものであり、作成に携わった各協会の会員が遵守すべき基準等には該当しない。
- 2024年4月8日時点の最新情報に基づいている。

《1. 本研究報告の目的及び範囲》(2/2)

〈内部統制に関する共同研究報告〉

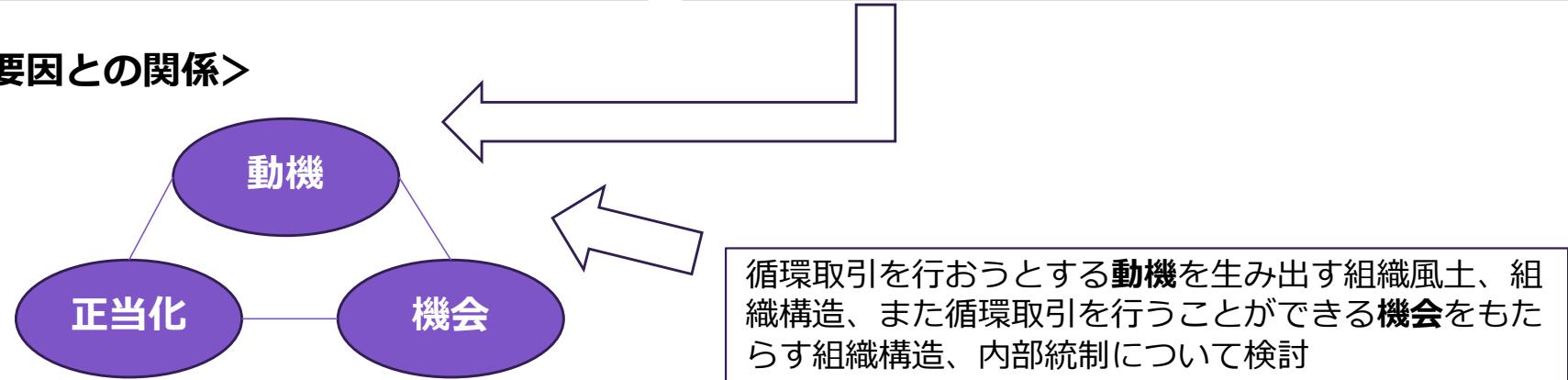
循環取引は、行為の実行者が単独で行うよりも、組織内、組織外の**共謀者**と通じて、組織の内部統制の盲点について行われることが多い。

〈内部統制〉（監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第11項）

「内部統制」 – 企業が、経営者又は取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会若しくは監査委員会（以下、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を「監査役等」という。）の統制目的を達成するために策定する方針又は手続をいう。

「内部統制システム」 – 企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、事業経営に係る法令の遵守を促すという企業目的を達成するために、経営者、取締役会、監査役等及びその他の企業構成員により、整備（デザインと業務への適用を含む。）及び運用されている仕組みをいう

〈不正リスク要因との関係〉



《2. 背景》(1/2)

＜これまでの取り組み＞

	公表文書
日本公認会計士協会	IT業界における特殊な取引検討プロジェクトチーム報告「情報サービス産業における監査上の諸問題について」（2005年3月11日）
日本公認会計士協会	会長通牒「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」（2011年9月16日）
企業会計審議会	「監査における不正リスク対応基準」（2013年3月26日） →循環取引に限らず広く不正に対応する監査の基準
日本公認会計士協会	「循環取引に関する当協会の取組について（お知らせ）」（2022年9月15日）
日本公認会計士協会	監査基準報告書240研究文書第1号「テクノロジーを活用した循環取引への対応に関する研究文書」（2024年4月8日） →循環取引の防止及び発見に資するテクノロジーの活用について取り扱う

《2. 背景》(2/2)

〈近年発覚した循環取引の例〉

業種	発生拠点	ケース
情報・通信	有価証券報告書・提出会社	サーバー等の売買による循環取引
情報・通信	有価証券報告書・提出会社	中央省庁をエンドユーザーとする取引における循環取引（付録・ケース1）
食料品	有価証券報告書・提出会社、子会社	水産食品等の売買による循環取引（付録・ケース3）
食料品	子会社	水産飼料、原料等の売買による循環取引
電気機器	子会社	照明器具の売買や関連する工事案件等による循環取引
電気機器	子会社、孫会社	レンズユニット製品等の売買による循環取引（付録・ケース2）
卸売業	子会社	リース契約を利用した循環取引
卸売業	有価証券報告書・提出会社	農業用資材等の売買による循環取引
卸売業	有価証券報告書・提出会社	繊維品の売買による循環取引
卸売業	子会社	炭化ケイ素、人工ダイヤモンド等の売買による循環取引
サービス業	有価証券報告書・提出会社	中古ゲーム機の売買による循環取引
電気・ガス業	子会社	木工事用資材等の売買による循環取引
証券業	子会社	蓄電池の売買による循環取引

《3. 循環取引の概要と特徴》(1/7)

1. 循環取引の概要

2. 循環取引を示唆する状況・兆候の具体的事例

(1) 事業上の合理性が不透明な取引

(2) 留意すべき取引の特徴

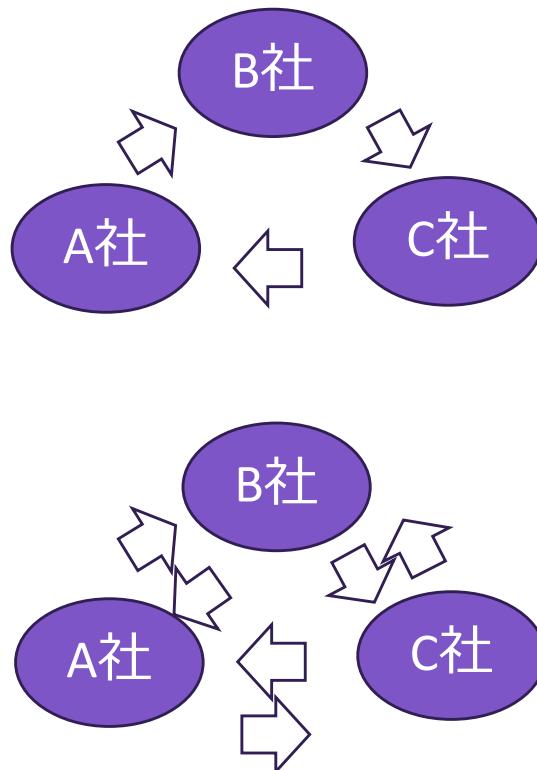
(3) 特定担当者への権限の集中

(4) 財務諸表上の数字に表れる特徴

《3. 循環取引の概要と特徴》(2/7)

1. 循環取引の概要

複数の企業が共謀して商品の転売や役務の提供を繰り返すことにより、取引が存在するかのように仮装し、売上や利益を水増しする行為の総称



・スルエー取引
自社が受けた注文について、物理的・機能的に付加価値の増加を伴わず他社へそのまま回し、帳簿上通過するだけの取引をいう。複数の企業が共謀して売上を水増しするために実施されることが多い。

・Uターン取引（回し取引）
商品・製品等が、最終的に起点となった企業に戻ってくる取引をいう。複数の企業を経由する間に手数料等が上乗せされた状態で、商品・製品等が起点となった企業へ還流される。還流している、すなわち、循環しているという意味で、狭義の循環取引ということがある。

・クロス取引（バーター取引）
複数の企業が互いに商品・製品等を販売し、当該相手方の商品・製品等を在庫として保有し合う、又はある企業が在庫せずに他の複数の企業に対し相互にスルエーする取引をいう。取引相手と共に自社の商品・製品等を高い価格で販売する代わりに、実需に基づかない相手の商品・製品等についても通常価格よりも上乗せした価格にて購入することで、互いに売上を良く見せようとすることが多い。

《3. 循環取引の概要と特徴》(3/7)

2. 循環取引を示唆する状況・兆候の具体的な事例

(1) 事業上の合理性が不透明な取引

内容	状況・兆候の具体的な事例
循環取引は、仮装された取引であることから、 <u>事業上の合理性が不透明な取引</u> であることが多い。	<ul style="list-style-type: none">● 同業他社から仕入れたものを同業他社に販売している。● 通常想定されにくい取引先から仕入れたもの（リース会社からの業務用ソフトウェア購入等）を販売している。● 仕入先や販売先が、あらかじめ決まっているにもかかわらず、仲介を要請されて商流に参加している。● 取引名が「●●一式」、「●●追加取引」等となっていて、詳細が記載されていない。

※**事業上の合理性** (business rationale) は、日本公認会計士協会が公表している監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」及び監査基準報告書550「関連当事者」において用いられている。

- ・本共同研究報告においても、同じ意味合い。
- ・例：事業体が取引の経済実態の表示を隠蔽する目的で取引を仮装して行う場合には、会計処理の形式的な適用において利益が計上される場合であっても、「当該取引を行う事業上の合理性がない」と判断

《3. 循環取引の概要と特徴》(4/7)

2. 循環取引を示唆する状況・兆候の具体的事例

(参考) 事業上の合理性 (business rationale) : 監査基準報告書における取扱い

監基報	抜粋
監基報240「財務諸表監査における不正」第31項 抜粋	監査人は、経営者による内部統制を無効化するリスクに対する監査人の評価にかかわらず、以下の監査手続を立案し実施しなければならない。 (3) <u>企業の通常の取引過程から外れた重要な取引</u> 、又は企業及び企業環境に関する監査人の理解や監査中に入手した情報を考慮すると通例でないと判断される <u>その他の重要な取引</u> について、取引の 事業上の合理性 （又はその欠如）が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆するものであるかどうかを評価すること
監基報550「関連当事者」第22項抜粋	監査人は、 <u>企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引</u> を識別した場合、以下の手続を実施しなければならない。 (1) 取引の基礎となる契約又は合意がある場合には、それらを閲覧し、以下の事項について評価する。 ① 当該取引の 事業上の合理性 （又はその欠如）が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆するものかどうか（監基報240第31項(3)参照）（A37項及びA38項参照）。 ② 取引条件が経営者の説明と整合しているかどうか。 ③ 適用される財務報告の枠組みに準拠して適切に処理され、開示されているかどうか。

《3. 循環取引の概要と特徴》(5/7)

2. 循環取引を示唆する状況・兆候の具体的な事例

(2) 留意すべき取引の特徴

内容	状況・兆候の具体的な事例
循環取引は、その性質から、その <u>取引自体に特徴</u> があることが多い。	<ul style="list-style-type: none">● 直送取引、大型設備の仲介、倉庫での名変取引など帳票のみで自社の取引が完了し、モノの移動が捕捉しにくい取引である。● エンドユーザーまで複数の会社が介在し、エンドユーザーが不明確である。● 技術やソフト、サービス等、その価値を第三者が客観的に判断することが難しい。● 一つのプロジェクトにおいて（通常は、一定程度の社内人件費がかかるにもかかわらず）、原価の内容のほとんどが外注費で、しかも特定の外注先に依存している。● 取引先に対して優越的地位の関係にあり、取引先を循環取引に巻き込むことがある。また、逆に取引先から取引を強要される関係にあり、取引先から循環取引に巻き込まれることがある。

《3. 循環取引の概要と特徴》(6/7)

2. 循環取引を示唆する状況・兆候の具体的な事例

(3) 特定担当者への権限の集中

内容	状況・兆候の具体的な事例
循環取引が行われているケースを分析すると、 特定の担当者に権限が集中している ケースが多い。	<ul style="list-style-type: none">● 営業担当者が受注だけでなく、仕入先選定や商品発注等の発注業務に関与している。● 担当得意先に対するローテーションの仕組みがなく、同一の担当者が長期間担当している。● 「秘匿性あり」や「業界慣行」等を理由として、一部の担当者しか関与していない。● 特定の限られた役職員以外に、取引内容を理解している者がいない。 <p>上記の状況は、<u>本業でない新規部門や特定部門及び子会社</u>において生じる事例も多い。</p>

《3. 循環取引の概要と特徴》(7/7)

2. 循環取引を示唆する状況・兆候の具体的事例

(4) 財務諸表上の数字に表れる特徴

内容	状況・兆候の具体的な事例
<p>循環取引は、複数の企業が共謀して商品の転売や役務の提供を繰り返すことなどから、<u>財務諸表上に一定の特徴が表れる</u>ことが多い。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 正常な取引と比較して取引金額が大きい、又は取引頻度が高い。● 同一商品の販売が多数回繰り返される。● 特定取引先に対する取引量が急に増加する（与信限度額の設定変更や取引開始の経緯が不明瞭なこともあるため注意する。）。● 特定商流において、売掛金や在庫が滞留しているにもかかわらず、仕入れが継続している。● 買掛金の支払サイトに比べ、売掛金の回収サイトが異常に長い。● 一般的な市場価格又は販売可能価格と比較して高額な在庫が存在している（在庫単価の上昇等）。 <p>原価付け替えや単価修正によって高額にならないようにするなど、隠蔽されている事例もあるので、留意する。</p>

《4. 内部統制による循環取引への対応》(1/4)

1. 内部統制による循環取引への対応

(1) 経営者不正への対応

(2) 従業員不正への対応

《4. 内部統制による循環取引への対応》(2/4)

1. 内部統制による循環取引への対応

＜経営者の責任（独立監査人の監査報告書における「経営者の責任」の記載）＞

不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために必要と判断した内部統制を整備及び運用する責任を有する

循環取引に起因する不正による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる

＜内部統制の整備・運用＞

発見的統制（循環取引を含む不正を事後的に発見）



重要かつ効果的

※不正が事後的に発見されると社会的な信用を失墜

防止的統制（循環取引を含む不正を未然に防ぐ）

＜内部統制の限界＞

不正（循環取引含む）は、経営者又は内部統制上重要な役割を担う従業員により意図的に行われる事例が多く、巧妙な隠蔽行為を伴う

→内部統制の限界（内部統制は循環取引を含む不正の防止及び発見を絶対的に保証しない）

《4. 内部統制による循環取引への対応》(3/4)

(1) 経営者不正への対応

- 経営者は内部統制の無効化できる立場にあること等から、経営者不正の発見は、従業員不正の発見よりも困難
- 内部統制の限界が存在するものの、以下のような対応が考えられる

経営者不正への対応

- 内部統制（全社的・業務プロセス）の構築
- 適切な経営理念等に基づく社内の制度の設計・運用、適切な職務の分掌、組織全体を含めた経営者の内部統制の整備及び運用に対する取締役会による監督及び内部監査人の取締役会及び監査役等への直接的な報告に係る体制等の整備
- 取締役会及び監査役等が、経営者による内部統制を無視又は無効化に留意しつつ、執行される職務の事業上の合理性を念頭に置きながら循環取引を示唆する状況・兆候が生じていないか監督・監査すること
- 監査役等、内部監査人、外部監査人等の監査の関係者がコミュニケーションを深め、循環取引の端緒発見の方法を議論すること
- 循環取引の防止及び適時発見のための内部統制の整備及び運用を定め、経営者がその状況を個別に確認すること

《4. 内部統制による循環取引への対応》(4/4)

(2) 従業員不正への対応

- 経営者以外であっても、内部統制における業務プロセスに責任を有する者が、内部統制を無視又は無効ならしめることがある
- 内部統制の限界が存在するものの、以下のような対応が考えられる

従業員不正への対応

- 内部統制の整備状況を評価する際に、循環取引の防止及び発見に資する内部統制が構築されているか、また、構築されている場合は運用状況を評価する際に、有効に運用されているかを確認すること
- 全社的な内部統制及び防止的内部統制を整備及び運用すること
- 循環取引が発生する可能性を検討し、社内外から集められた財務的又は非財務的な情報を基に、業態又は部署に応じてKPI (key performance indicator) のような指標を設定し、継続的に監視し、一定の閾値を超える場合など、循環取引の発生が想定されるシナリオをより具体的に立案して深掘りするような、シナリオ分析に重点を置いた内部統制を整備・運用すること

《5. 全社的な内部統制》(1/10)

(1) 全社的な内部統制の重要性

(2) 内部通報制度

(3) 教育研修

(4) 人事制度

(5) 業務分掌

(6) 内部監査

(7) 監査役等

(8) 社外役員

《5．全社的な内部統制》(2/10)

(1) 全社的な内部統制の重要性

＜循環取引を行う動機の事例＞

循環取引を行う動機の事例

- 従業員にとって都合の悪い情報（取引先からのクレーム、予算外のコストや損失、与信を超過しているなど社内ルールを逸脱した取引、滞留在庫や滞留債権等）を隠蔽したり、売上や利益の水増しにより予算（ノルマ）の達成を図り、社内での自身の評価を高めることに循環取引を利用した事例
- 会社から資金の流出を図って横領するために、循環取引が利用された事例
- 経営者が企業の業績が成長しているように裝って、金融機関を始めとする取引先からの信用を高め、資本市場における企業価値の向上や資金調達手段の拡大に利用した事例

＜全社的な内部統制＞

企業全体に影響を及ぼす内部統制であり、経営者の姿勢や誠実性、組織の風土や文化、従業員のコンプライアンス意識等に重要な影響を与え、全ての内部統制の基礎となる。

《5. 全社的な内部統制》(3/10)

〈循環取引を始めとする不正を防止・発見するための内部統制の構築〉

→取締役会、監査役等、及び内部監査部門がそれぞれ有効に機能する体制を構築することが重要

	責任など
取締役会	内部統制の整備及び運用に関する基本方針を決定し、経営者が行う内部統制の整備及び運用を監督する責任を有する
監査役等	取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する義務を負う
内部監査部門	企業のガバナンス・プロセス、リスク・マネジメント及びコントロールの妥当性と有効性とを評価し改善を促す役割を担う

〈「コーポレートガバナンス・コード」の原則4－3（及び関連する補充原則）（2021年6月改訂）〉

取締役会に対しリスク管理体制の構築とともに内部監査を活用したリスク管理の運用状況のモニタリングを求める

→3ラインモデル（内部監査人協会）

《5. 全社的な内部統制》(4/10)

(2) 内部通報制度

	概要
内部通報制度	<ul style="list-style-type: none">● 循環取引の発覚の端緒が内部通報によりもたらされる場合がある● 以下が重要：<ul style="list-style-type: none">□ 通報者の保護□ 公正、適切かつ透明性のある運用（通報の受付から調査、再発防止策の策定と実行、調査結果の通知、関係者の賞罰等）□ 内部通報制度の定期的検証

《5. 全社的な内部統制》(5/10)

(3) 教育研修

	概要
教育研修	<ul style="list-style-type: none">● 従業員等が循環取引やその端緒を正しく理解することが効果的● 社内研修等の実施が望まれる（具体的な事例に基づいて従業員等が個人レベルで循環取引の兆候に気が付くことができるために）● 経営者によるメッセージ：<ul style="list-style-type: none">□ 循環取引は不正であり許される行為ではない□ 経営者が取り組んでいる循環取引の防止策□ 循環取引が疑われる状況に触れた場合には内部通報窓口の利用

《5. 全社的な内部統制》(6/10)

(4) 人事制度

	概要
人事制度	<ul style="list-style-type: none">同じ担当者が長期間にわたり同じ業務に関わると、業務の属人化や、取引先との癒着、特定の担当者に情報が集中し十分共有されていない状況等が生じる適切な人事ローテーションの実施は、循環取引の防止・発見に有効な内部統制と考えられる連続休暇制度（従業員等に対し一定期間（例えば、1週間程度）の連續した休暇を取得させる制度）についても、不正の防止・発見の観点からは有効な仕組みと考えられる

《5. 全社的な内部統制》(7/10)

(5) 業務分掌

	概要
業務分掌	<ul style="list-style-type: none">● 業務分掌が不明確であると、循環取引の機会につながるおそれがある● 業務分掌が不明確な場合は、営業担当者が仕入先や外注先の決定など発注業務に関わるなど● 業務分掌に関する内部統制を形骸化させ、それが正当化されやすい取引の例<ul style="list-style-type: none">□ 直送取引□ 専門性の高い取引□ 秘匿性があるとされる取引□ 業界慣行による特殊な取引

《5．全社的な内部統制》(8/10)

(6) 内部監査

詳細は、一般社団法人日本内部監査協会のパート参照

	概要
内部監査	<ul style="list-style-type: none">● 内部監査は、以下の役割を担っていると考えられる<ul style="list-style-type: none">□ 3ラインモデルの第3ラインの役割□ 企業活動のモニタリングやリスク・マネジメントの妥当性及び有効性の評価を通じ、不正の防止・発見に貢献する役割● 内部監査が、不正の防止・発見に貢献するためには、リスクベースの内部監査を実施することが有効● 同一の担当者が長期にわたり同一業務を担当しているような場合には、不正リスクがあると判断し、例えば、内部監査において内部統制が形骸化するような行為が行われていないかどうかを確かめることは、循環取引の防止及び発見に有用

《5．全社的な内部統制》(9/10)

(7) 監査役等

詳細は、公益社団法人日本監査役協会のパート参照

	概要
監査役等	<ul style="list-style-type: none">● 監査役等は、経営上の課題について積極的に調査し、取締役等に対し改善を求めることができる重要な役割を有していると考えられることを踏まえると、与えられている権限を能動的かつ積極的に行使して、不正の防止、早期発見に貢献する役割も担っていると考えられる。● 内部通報制度の運用の実効性確保において、監査役等が果たすべき役割は大きくなっていると考えられる。

《5. 全社的な内部統制》(10/10)

(8) 社外役員

	概要
社外役員	<ul style="list-style-type: none">● 社外取締役<ul style="list-style-type: none">□ 業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営を監督□ 経営者若しくは支配株主と少数株主との利益相反の監督● 社外監査役<ul style="list-style-type: none">□ 経営者から独立した立場から、取締役の職務の執行を監査● 会社経営に関する十分な情報を社外役員に提供するとともに、提供された情報を検討し理解するための機会や十分な検討時間を確保することが重要

《6. 防止的内部統制》(1/3)

(1) 防止的統制の重要性

(2) 取引の審査

《6. 防止的内部統制》(2/3)

(1) 防止的統制の重要性

- 循環取引が一旦始まると、通常の取引に紛れ込み、循環取引の発見が困難になる可能性が高い
- 受注を予定している取引の事業上の合理性を審査すること（防止的内部統制）が有用

(2) 取引の審査

取引受注前の審査項目の例

- (1)自社が取引に参加することの合理性又は当該取引における自社の役割
 - (2)受注を予定している取引の業務内容や納期、納入場所、エンドユーザー等を把握した上で、業務を提供する期間や人員数、調達する機器、外注する業務等の整合性
 - (3)同業他社と取引をする場合には、その理由
 - (4)自社があらかじめ指定している取引業者以外に発注する場合、その合理性
-
- 審査の過程で、例えば、一連の取引の中に同じ会社又は法人格は違うものの経営者が同じ会社が複数関与していることが判明した場合、循環取引のリスクがあると判断し、より慎重に審査する
 - 過去の同種の取引と比較して、取引関係の変化の有無を確かめる
 - 取引先選定過程について慎重に検討する

《6. 防止的内部統制》(3/3)

- 取引先等の事業内容や実態等を把握することで、取引の事業上の合理性の判断に有用な情報を得ることができることがある

情報源の例

- (1) 登記事項証明書による取引先の概要に関する情報
- (2) 信用調査情報（法人、取引先の経営者個人）による取引先の事業内容、従業員数、売上高、取引関係等に関する情報
- (3) 取引先が許認可事業を営んでいる場合には、その取得及び更新状況

《7. 発見的内部統制》(1/5)

(1) 発見的内部統制

(2) 会社のビジネスに照らした循環取引リスクの検討

(3) 業務プロセス

＜商流の全体像や事業上の合理性の把握＞

＜循環取引のリスクが高い取引＞

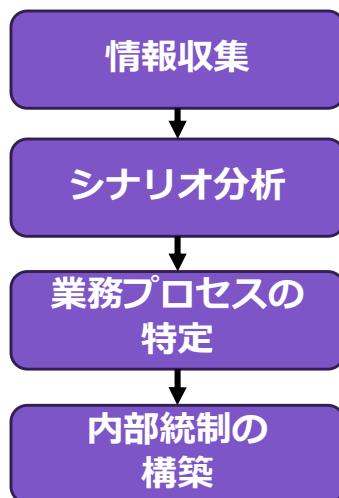
＜資金決済等に係るリスク＞

《7. 発見的内部統制》(2/5)

(1) 発見的内部統制

- 仮に循環取引が開始されてしまったとしても早期に循環取引を発見するための内部統制の整備は、循環取引による影響を最小限に抑える観点からも有用

(2) 会社のビジネスに照らした循環取引リスクの検討



監査役等、内部監査人、外部監査人等の監査の関係者との議論の実施結果や関係者から得られた助言など

自社のビジネスにおける循環取引の発生可能性に係るシナリオ分析を行い、循環取引の特徴に当てはまるような取引・商流の有無を評価

シナリオ分析を行った結果、循環取引の発生可能性が高い、すなわちリスクが高いと判断された場合には、該当する業務プロセスを特定

特定された業務プロセスに関する内部統制の構築は十分かを確認

シナリオ分析の考慮事項：
・業界の慣行
・新規の取引や通例でない取引の事業上の合理性
・取引先に対する過度の信頼の有無
・職務分離や担当者のローテーション

商流の全体像や事業上の合理性
循環取引のリスクが高い取引
資金決済等に係るリスク

《7. 発見的内部統制》(3/5)

(3) 業務プロセス

<商流の全体像や事業上の合理性>

①商流の全体像や事業上の合理性の把握

- 商流の全体像や事業上の合理性については、事前に把握していることが望ましい（防止的内部統制）
- 事後的にリスクのある取引を識別し、対応できる内部統制を構築することが効果的（発見的内部統制）

②商流の全体像や事業上の合理性の把握に対応する内部統制

	内部統制の例
商流の全体像や事業上の合理性の把握	短期間に取引規模が急拡大している商流について、その要因を分析 <input type="checkbox"/> 増減分析 <input type="checkbox"/> 売上データと仕入データの紐付け <input type="checkbox"/> 過去複数年の推移分析

《7. 発見的内部統制》(4/5)

<循環取引のリスクが高い取引>

③ 循環取引のリスクが高い取引

- 循環取引のリスクが相対的に高い取引：直送取引、専門性の高い取引、秘匿性の高い取引

④ 循環取引のリスクが高い取引に対応する内部統制

- 直送取引の内部統制の例：

内部統制の例	
有形の商品	取引を実行する際には発注書や納品書に加え、物品の移動を裏付ける証憑（例えば、物流会社の伝票等）もセットで確認する
一定の規模の直送取引	ある取引について得意先が取引された商品を実際に受領しているかを現物確認等により確認する →自主点検や内部監査で、現物確認を内部統制に組み込むこともある

現物確認が困難（ソフトウェア等）、又は専門性が高く価値を評価が困難な場合：
→必要に応じて専門知識を有する者に問い合わせ

《7. 発見的内部統制》(5/5)

〈資金決済等に係るリスク〉

⑤ 資金決済等に係るリスクの識別

- 循環取引は資金決済も仮装されるケースが多く、通常その発見は困難
- 異常点（通常の取引と異なる事象）の識別が循環取引発見の端緒となりうる

	異常点
資金決済	<input type="checkbox"/> 業界慣行等と照らして不自然な決済条件 <input type="checkbox"/> 急な決済条件の変更 <input type="checkbox"/> 入金遅延の事実の存在及び継続する一部入金処理（会社の請求金額と販売先の決済金額が異なることを意味する。）等
胴元企業から循環取引に協力している企業に対する資金援助	<input type="checkbox"/> 通常の仕入先以外の取引先と不自然な取引がないか <input type="checkbox"/> 通常の仕入先との取引においても通常の仕入以外に不透明で多額の経費がないか（例えば、コンサルティング費用・アドバイザリー費用等）

⑥ 資金決済等に係るリスクに対応する内部統制

- 上記の異常点を識別した場合には、その理由・合理性を確認するという内部統制が有用





「循環取引に対応する内部統制に関する 共同研究報告」の解説

– 監査役等の視点から –



進化するコーポレート・ガバナンスの担い手として
日本監査役協会

1. 内部統制

- ・健全で持続的な成長を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制確立の責務
- ・その責務を果たすうえで適切な内部統制の構築・運用は不可欠
- ・したがって、内部統制の構築・運用状況の監視・検証は重要な職責
- ・本研究報告のとおり、循環取引の防止・発見において内部統制の整備は重要
- ・普段の内部統制の整備状況の監査においても循環取引の防止・発見の視点を取り入れることは重要

2. リスク分析

- ・ 内部統制の整備状況の監査において（も）、三者の連携は重要
- ・ 日常のコミュニケーションにおける情報交換、情報共有、ディスカッションが必要
- ・ 一方で、三者とも、循環取引のリスクだけを注視しているわけではない
- ・ 自社の状況に即したリスク分析に基づく濃淡はあってしかるべき
- ・ リスク分析の精度を高める点でも三者の連携は重要かつ不可欠

3. 経営者不正

- ・適切な内部統制整備及び監査、連携を図るうえで、経営者不正による内部統制の無効化の防止は重要な課題
- ・この点、特に監査役等の役割は重要
- ・経営トップとの直接的なコミュニケーションがもっとも期待されるのは監査役等
- ・経営トップとの適切なコミュニケーションの中で得られる情報や印象など、様々な事項について可能な範囲で共有し、それぞれの監査の実効性を上げていくことが期待される

4. 内部通報

- 循環取引を含めた不祥事把握の端緒として内部通報は重要
- 自社の環境に即した適切な内部通報制度が整備されているか改めて確認

5. まとめ

- ・監査活動の目的は粗探しではなく、健全で持続的な成長発展を支えること
- ・その阻害要因の一つとして循環取引についても、自社における発生可能性、影響度合い等について分析・検討することが必要
- ・すべての取引を把握、確認することは不可能。上記の分析の結果も踏まえた総合的なリスク対応体制について第三者間でのより緊密な連携を通じた向上を図ることが期待される

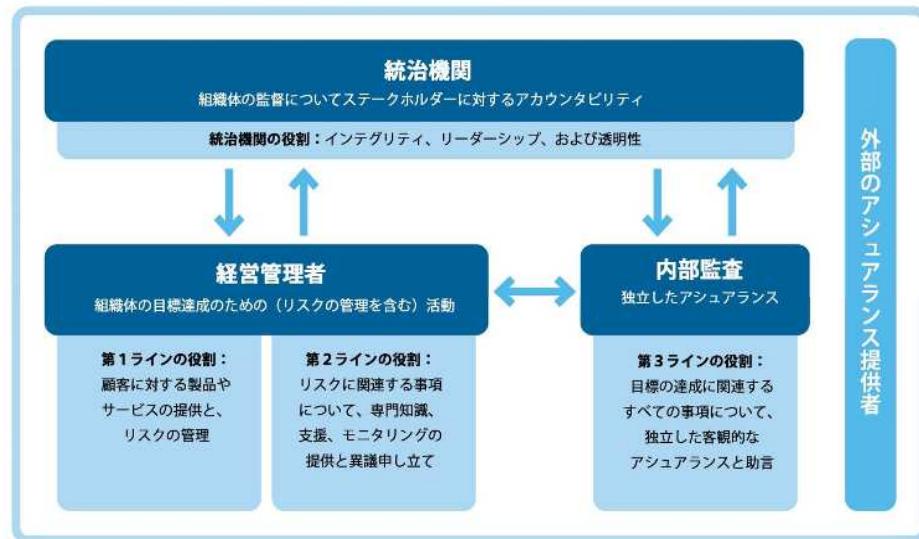


「循環取引に対応する内部統制に関する 共同研究報告」の解説 —内部監査の視点から—

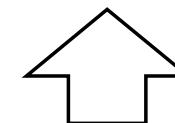


循環取引に対応する内部統制と内部監査 (考え方)

IIAの3ラインモデル（2020年版）



循環取引に対応する内部統制の整備、運用に係る直接的な責任者は、第1ラインおよび第2ラインの担当者



内部監査部門は、第3ラインとして、第1ラインおよび第2ラインによる循環取引に対応する内部統制の整備・運用状況を監査

循環取引に対応する内部統制と内部監査 (関連する基準)

グローバル内部監査基準

基準9.4

内部監査の計画

要求事項

内部監査部門長は、組織体の目標達成を支える内部監査の計画を作り出さなければならない。

(中略)

内部監査の計画は、

- ・IT（情報技術）ガバナンス、**不正リスク**、組織体のコンプライアンスと倫理プログラムの有効性、及びその他の高リスク分野をカバーすることを考慮しなければならない。

基準13.2

個々の内部監査業務におけるリスク評価

要求事項

内部監査人は、関連するリスクを評価するために、レビューの対象となる活動を理解しなければならない。

(中略)

内部監査人は、以下の方法により、レビューすべきリスクを識別しなければならない。

- ・**不正に関する特定のリスク**を検討すること

循環取引に対応する内部統制 —評価のポイント—

(1) 事業上の合理性が不透明な取引の有無

- 通常想定しづらい取引となっていないか

(2) 留意すべき取引の特徴

- 帳票のみでモノの移動が無い取引
- エンドユーザーが不明瞭
- 取引の価値を第三者が客観的に判断しづらい
- 原価のほとんどが外注費でかつ特定の外注先に依存
- 優先的地位関係になっていないか

(3) 特定担当者への権限の集中

- 人事ローテーションの有無
- 属人的になってしまっている取引の有無

(4) 内部通報制度の活用

個々の内部監査業務におけるリスク評価項目の中に含める



循環取引の端緒をつかんだ場合の対応

(1) 従業員によって行われている場合

- 最終的なコミュニケーションに、当該取引に係る業務の改善のための提言／改善措置の計画を含める→対応に責任を負う個人を明記（基準15.1 個々の内部監査業務の最終的なコミュニケーション）
- 内部監査業務の結果として、取締役会及び最高経営責任者に報告（基準8.1 取締役会による対話）、受容できないレベルのリスクについては最高経営者と議論する（基準11.5 リスクの受容についてのコミュニケーション）

→最高経営者との議論の結果、最高経営者によって解決されなかつたと判断した場合、または最高経営者と意見が一致しなかつた場合は、(2)の対応を検討

(2) 経営者によって行われている場合

- 取締役会が適切に監督責任を行使するために必要な情報として、取締役会に報告する（基準8.1 取締役会による対話）
- 監査役（会）設置会社においては、取締役の職務の執行状況を監査するに際して必要な情報として、監査役と情報共有する必要

監査役等、外部監査人との連携

【循環取引に関する内部監査に期待される役割】

- 個々の内部監査業務におけるリスク評価の中で、循環取引に係る不正リスクを考慮する。
- 循環取引の端緒をつかんだ際には、それを適切な関係者に報告のうえ、改善につなげる。

【循環取引と監査役等】

- 監査役等は、取締役の職務の執行状況を監査しており、循環取引の存在は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していないことにつながる重大な問題となる。

【循環取引と外部監査人】

- 外部監査人は、財務報告の適正性を監査しており、循環取引の存在は、不正な財務報告につながる重大な問題となる。

【三様監査の連携の重要性】

- 内部監査の結果を改善につなげるためにも、循環取引にそれぞれの立場から関心を持つ三者が連携・情報共有をすることが重要。
- そのために、日頃から監査役等、外部監査人との情報交換・意見交換の場を設け、シナリオ分析等について共有しておくことが望ましい。